第７　発生農場等における防疫措置

１　と殺（法第 16 条）

（１）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第 16 条第３項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。

（２）発生農場等への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

（３）都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲１㎞ 以内の区域に位置する農場（第 12 の２の（１）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤及び５に掲げる殺虫剤等の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

（４）患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、（３）の発生農場における措置が完了してから目安として 24 時間以内にと殺を完了する。

（５）臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。

（６）畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。

①　外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

②　豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

（７）と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

（８）都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

（９）都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

（10）第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

【留意事項 31】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

１　都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。

２　家畜防疫員は、豚等の所有者に対し、アフリカ豚熱の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の３の規定に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについ

て、遺漏なく説明すること。

３　都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺の環境（周辺農場数、豚等の飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第５の２の患畜又は初発の疑似患畜が確認された豚舎及びその周辺豚舎で飼養されている豚等、臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。

４　現地の総括責任者は、と殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けること。

５　感染経路の究明のために行う検体の採材に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎構造等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、１豚舎当たり 10 頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

【留意事項 32】防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

１　入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。

２　退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。

３　都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。

４　帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。

５　防疫措置に従事した日から７日間は発生農場以外の豚等に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日間まで短縮できるものとする。

６　都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、

公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

【留意事項 33】と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式５により作成すること。

【留意事項 34】防疫措置前の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場及び発生農場の周囲１㎞ 以内の区域に位置する農場（防疫第 12 の２の（１）の検査の対象農場に限る。）における消石灰等の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を必要に応じて専門業者に依頼し、迅速かつ効果的に発生農場外への病原体拡散防止措置を実施する。

２　死体の処理（法第 21 条）

（１）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第 21 条第４項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。

（２）患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、１の（３）の発生農場における措置が完了してから 72 時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。

（３）農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　当該死体を十分に消毒する。

②　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

④　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑤　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑥　移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑦　死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。

⑧　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑨　移動経過を記録し、保管する。

（４）埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋

却する。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第２－２の２の（３）の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（３）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（３）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（２）の場所に行う。

（５）焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

② 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

③ 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。

⑤ 焼却又は化製処理が完了し、④の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

（６）第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。

【留意事項 35】24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の埋却等について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で 1,000 から 2,000 頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項 31 の優先順位付けに基づき実施すること。

【留意事項 36】死体を処理する場所までの家畜防疫員等の同行について

死体を処理する場所まで同行する者については、家畜防疫員の他、家畜防疫員の指示を受けた都道府県職員等でも可能とする。

【留意事項 37】死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第７の２の死体の処理が完了したとみなす。

１　埋却又は焼却のため死体を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場

内の全ての死体を密閉容器に入れ終えた時点
２　化製処理を行った死体を埋却し、又は焼却する場合、全ての化製処理を行った死体を密閉容器に入れ終えた時点

３　汚染物品の処理（法第 23 条）

（１）家畜防疫員は、本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第 23 条第３項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

（２）発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

①　精液及び受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡って 15 日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）
②　豚等の排せつ物等
③　敷料
④　飼料
⑤　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（３）やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

①　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
②　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
③　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
④　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
⑤　移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
⑦　移動経過を記録し、保管する。

（４）焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

①　焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
②　運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
③　汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

④　汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

（５）第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。

【留意事項 38】汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第７の３の（２）の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

１　焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点

２　豚等の排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

３　スラリー、尿及び汚水の場合、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを 0.5%添加し、撹拌後、30 分以上経過した時点

【留意事項 39】発生農場における豚等の排せつ物処理について

発生農場の浄化処理施設を稼働させながら豚等の排せつ物の処理を行う場合については、以下の措置が可能である。

１　発生農場から排出された汚水について、発生農場における患畜等の殺処分が完了するまでの間、曝気槽に達する前の汚水ピット等において塩素消毒（ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムを主成分とする塩素系消毒薬を比較的高濃度（200 倍希釈）で散布することをいう。以下同じ。）する。塩素消毒後は、塩素を中和する。

２　屋外にある曝気槽等の施設に係る封じ込めについては、検査用の水（発生農場における患畜等の殺処分が完了した時点から曝気槽の水利学的滞留時間が経過した時点において放流槽から放流されていない浄化処理後の水であって、放流槽において塩素消毒されていないものをいう。）を検体とした PCR 検査で陰性が確認されるまでの期間、ブルーシート等で曝気槽等の開口部を被覆する。

３　２にかかわらず、２の封じ込めを行っている期間に浄化処理後の水を放流する場合は、放流の都度、放流前の放流槽等において塩素消毒する。なお、必要に応じて塩素を中和するなど、放流先の水系の環境に影響がないよう留意する。

４　余剰汚泥を廃棄する際は、バキュームカー等の密閉できる容器内で消毒する。

４　畜舎等の消毒（法第 25 条）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第 25 条第３項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、１週間間隔で３回以上実施する。

消毒は、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、逆性石けん、ヨウ素化合物等を成分とする消毒薬を用いて行う。

第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

【留意事項 40】と畜場等における発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において豚等が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第７の１から４までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第７の４に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄した上で、１回以上実施すること。

５　畜舎等における殺鼠剤、殺虫剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等と併せて、はえ等の駆除及びアフリカ豚熱ウイルスを伝播する可能性がある吸血昆虫（ダニ等）の散逸を防ぐために、畜舎内を中心に殺虫剤（フェニトロチオン製剤、トリクロルホン製剤、プロペタンホス製剤、カルバリル製剤等）を散布する。

６　豚等の評価

（１）豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

（２）評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

（３）豚等の所有者等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と

殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

（４）農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

【留意事項 41】豚等の評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった豚等の評価額の算定は、原則として、別紙２により行う。

第８　通行の制限又は遮断（法第 15 条）

１　都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、アフリカ豚熱の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

２　法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

３　家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第５条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）

１　制限区域の設定

（１）移動制限区域

①　都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３㎞以内の区域について、家畜等（４に掲げるものをいう。（２）及び５の（７）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第１節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であってもアフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

②　都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は第４の４の（２）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径３㎞を超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（２）搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径 10㎞ 以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（１）の②の場合には、移動制限区域の外縁から７㎞ 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（３）家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径１㎞ 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

②　当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（１）及び（２）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（４）制限区域の設定方法

①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

②　制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア　制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知

イ　報道機関への公表等を通じた広報

ウ　主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

（５）豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、

電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

（６）制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

【留意事項 42】制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

１　法第 52 条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

（１）特定症状の有無

（２）死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

（３）死産した子豚（出生した子豚）の頭数

（４）分娩した子豚（出生した子豚）の頭数

（５）異常産した母豚の頭数

（６）農場から出荷した豚等の頭数

（７）農場に導入した豚等の頭数

（８）死亡豚等の同居豚等の臨床所見

２　豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。

３　全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。

４　飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。

５　獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

６　死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。

７　野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。

８　野生動物担当部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものを含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

２　制限区域の変更

（１）制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

（２）制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径１㎞ まで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から７㎞ 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

３　制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

（１）移動制限区域

①　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づくと殺、法第 21 条に基づく死体の処理、法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく畜舎等の消毒（１回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後 11 日が経過した後に実施する第 12 の２の（２）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

②　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 22 日が経過していること。

（２）搬出制限区域

（１）の①で行う第 12 の２の（２）の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

【留意事項 43】制限区域の解除に係る動物衛生課との協議

分離されたウイルスの性状、病原性等から、豚等が明確な臨床症状を示さない場合等においては、食料・農村・政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、必要に応じて、清浄性確認検査の後、移動制限区域の解除前に検査を追加する。

４　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

（１）生きた豚等

（２）移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って 15 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

（３）豚等の死体

（４）豚等の排せつ物等

（５）敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

（６）野生いのししの死体

（７）野生いのししの排せつ物等

【留意事項 44】制限の対象となる野生いのししの死体等について

防疫指針第 12 の６に基づき、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒が行われた野生いのしし及び野生いのししの排せつ物等（防疫指針第９の５の（５）の制限の対象外となったものを除く。）は、防疫指針第９の４の制限の対象外とする。

５　制限の対象外

（１）移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

①　次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の３により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア　当該農場について、第 12 の２の（１）の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ　出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って３日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

②　豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

ア　と畜をする当日に移動させる。

イ　移動前に、臨床的に農場の豚等に異常がないか確認する。

ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ　荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

オ　車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。

カ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク　移動経過を記録し、保管する。

【留意事項 45】と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のための遺伝子検出検査の検体数

１　出荷計画及び搬入経路（原則、他の農場付近の通行を避け、他の畜産車両が利用しないルートを設定すること。）を家畜保健衛生所に提出すること。

２　出荷前日、所有者等は、過去１週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態（食欲不振、元気消失、流死早産、肺炎、治療状況等）及び出荷前日の出荷豚の健康状態を確認し、体温を測定すること。また、出荷日から遡って３日以内に、出荷豚から 25 頭（25 頭に満たない場合は全頭）を抽出して遺伝子検出検査を実施し、当該結果を家畜保健衛生所に提出し、出荷許可を得ること。なお、検査の実施に当たっては、別紙１「アフリカ豚熱の診断マニュアル」を参考にする。

３　出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い、健康状態を記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異状があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受けること。

４　農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底すること。

５　出荷豚を載せた車両は、防疫指針第９の１の（１）の移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認を受けること。

（２）搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

【留意事項 46】搬出制限区域内で飼養される豚等を出荷する際の協議事項について

都道府県畜産主務課は、搬出制限区域内の農場の豚等を搬出制限区域外のと畜場に出荷させる場合には、当該と畜場を所管する都道府県の公衆衛生部局及び当該と畜場に対し、出荷する前日までに出荷農場の情報（出荷者氏名、住所、出荷頭数）を提供すること。

出荷直前の臨床検査を行う家畜防疫員は、出荷先のと畜場に対して、臨床検査を行った結果、異状がなかった旨を記載した検査証明書を発行し、出荷者に対して、出荷豚等をと畜場に搬入する際に、当該証明書を当該と畜場に提出するよう指示すること。

（３）制限区域外の豚等のと畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の３により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を

十分に消毒する。

（４）制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講じる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

（５）制限区域内の野生いのししの死体等の処分のための移動

① 制限区域内の野生いのししの死体及び野生いのししの排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

ク　焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、（４）の③の措置を講ずる。

【留意事項 47】制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式６により作成する。

（６）制限区域外の豚等の死体及び野生いのししの死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料等、野生いのししの死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、（４）の③の措置を講ずる。

（７）移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

第10　家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1　移動制限区域内の制限

（1）都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

①　と畜場（食肉加工場を除く。）における豚等のと畜

②　家畜市場等の豚等を集合させる催物

③　豚等の放牧

（2）都道府県は、移動制限区域内のと畜場や化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

【留意事項48】家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

2　搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

3　と畜場の再開

（1）再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場でアフリカ豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

①　車両消毒設備が整備されていること。

②　生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

③　定期的に清掃・消毒をしていること。

④　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

⑤　（2）の事項を遵守する体制が整備されていること。

（2）再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

①　作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業衣服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

②　車両の出入り時の消毒を徹底すること。

③　豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

④　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

⑤　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。

⑥　搬入した豚等について、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と殺

解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

⑦　搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。

⑧　豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

【留意事項 49】豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、アフリカ豚熱のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、アフリカ豚熱が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第11　消毒ポイントの設置（法第28条の２）

１　都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

２　具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径１㎞ の範囲内）、制限区域の境界その他の場所を選定する。また、制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

①　道路網の状況
②　一般車両の通行量
③　畜産関係車両の通行量
④　山、河川等による地域の区分

３　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

【留意事項50】車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

１　消毒ポイントによる消毒

（１）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

（２）消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

２　消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

（１）畜産関係車両

車両の消毒については、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。

（２）一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

３　消毒ポイントの設置期間

原則として、制限区域の解除を目安とする。

４　正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないよう、正確な情報提供・指導を行うこと。

【留意事項 51】発生農場周辺の消毒の徹底

発生農場周辺の消毒を徹底するため、消毒ポイントの設置による車両等の消毒のほか、必要に応じて散水車等を活用した発生農場周辺の地域全体の面的な消毒を行うことを検討する。

第12　ウイルスの浸潤状況の確認等

1　疫学調査

（1）調査の実施方法

都道府県は、第４の４の（２）による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

（2）疫学関連家畜

（１）の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する（（１）又は２の（１）の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から 22 日を経過した後に、必要な検査を行う。その際、血清抗体検査を実施する必要がある場合にあっては、血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、22 日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

① 病性等判定日から遡って８日以上 22 日以内に患畜と接触した豚等

② 病性等判定日から遡って８日以上 22 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

③ 第５の２の（２）の⑤から⑦までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

④ その他、病性等判定日から遡って 22 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の豚等や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚等や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

（3）疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、（２）で疫学関連家畜と判断されてから、（２）の検査で陰性が確認されるまで、法第 32 条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① 生きた豚等

② 当該農場で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って 15 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

③ 豚等の死体

④ 豚等の排せつ物等

⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

（4）移動制限の対象外

（３）の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に実施されている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ

移動させることができる。

【留意事項52】疫学調査に関する事項

１　都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他アフリカ豚熱ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。

２　このため、都道府県は、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。

３　都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。

４　農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第１項及び第52条第１項に基づき実施すること。報告徴求において、都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

（１）特定症状の有無
（２）死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
（３）死産した子豚（出生した子豚）の頭数
（４）分娩した子豚（出生した子豚）の頭数
（５）異常産した母豚の頭数
（６）農場から出荷した豚等の頭数
（７）農場に導入した豚等の頭数
（８）死亡豚等の同居豚等の臨床所見

【留意事項53】疫学調査に関する実施項目

アフリカ豚熱の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

１　調査対象

（１）発生農場
（２）発生農場と疫学関連のある豚等の飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）

２　調査事項

（１）農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無、可能な範囲でねずみ、はえ等及び吸血昆虫（ダニ等）の生息状況等）
（２）気温、湿度、天候、風量・風向等
（３）家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き
（４）所有者、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
（５）放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
（６）野生いのししの分布、侵入及び接触機会の有無
（７）畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策等
（８）農作業用機械の共有の有無
（９）発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

【留意事項 54】制限の対象外

１　と畜場出荷時検査：と畜場に肥育豚を直行する場合

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、と畜場へ豚等を移動させることができる。

（１）所有者は、原則１か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。
（２）管理獣医師又は所有者は、原則として、出荷前の１週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。
（３）家畜保健衛生所は、（２）の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
（４）（３）で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等アフリカ豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査）を実施すること。また、必要に応じて、抗体検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。
（５）（３）で異状がなければ、所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。
（６）また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

２　他農場への移動時の検査

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場へ豚等を移動させることができる。

＜他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合＞

（１）所有者は、原則１か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。

（２）原則として、都道府県内の移動とするが、都道府県外に移動する場合は受入れ都道府県に確実に連絡すること。
（３）原則として、移動豚全頭について遺伝子検出検査で陰性が確認されていること。
（４）移動先の農場で、少なくとも 15 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

＜他農場へ精液及び受精卵を移動する場合＞

（１）保管する場合は、保管場所において、区分管理（※）が実施されていること。
（２）原則として、都道府県内の移動とするが、都道府県外に移動する場合は、受入れ都道府県に確実に連絡すること。
（３）① 精液：

原則として、採精後、当該豚について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。また、検査結果が判明するまでは、供給しないこと。なお、検査結果が判明するまでは、すでに区分管理されている精液とは区分して管理すること。

ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認すること。

② 受精卵：

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査結果が判明するまでは、すでに区分管理されている受精卵とは区分して管理すること。

※区分管理：汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理方法のこと。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。

３ 豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

（１）移動する際の措置

① 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。
② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
③ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
④ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利

用しない移動ルートを設定すること。
⑤　複数の農場を経由しないこと。
⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
⑦　移動日を記録し、保管すること。
（２）焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置
①　運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
②　死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
③　死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
④　家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

【留意事項 55】疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

１　都道府県は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも 22 日を経過した後に立入検査を行い、特定症状の有無等について確認すること。

２　１の立入検査時に豚等について、次を確認すること。
（１）家畜保健衛生所で実施した遺伝子検出検査及び必要に応じて実施した血清抗体検査で、陰性であること。
（２）体温及び白血球数を測定し、体温が 40℃以上又は白血球数が１万個/μｌ未満の個体について、遺伝子検出検査を実施し、陰性であること。
（３）（１）及び（２）の検査対象とする豚等の頭数は少なくとも 30 頭（95%の信頼度で 10%の感染を摘発できる頭数（30 頭に満たない場合は全頭）。ただし、各豚舎から少なくとも無作為に５頭を採材）とするが、事前に動物衛生課と協議すること。

２　移動制限区域内の周辺農場の検査

（１）発生状況確認検査

都道府県は、アフリカ豚熱の発生が確認された場合には、原則として 24 時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、検体（血液及び死亡豚等の扁桃）を採材し、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合にあっては、検体を動物衛生研究部門に送付する。

（２）清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 11 日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、（１）と同様に検体を採材し、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合にあっては、必要な検体を動物衛生研究部門に送付

する。

【留意事項 56】発生状況確認検査及び清浄性確認検査における血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査のための採材頭数及び検査方法

発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で 10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも 30 頭（各豚舎から無作為に少なくとも５頭）とし、豚舎が複数ある場合は、全ての豚舎から採材すること。採材は、発熱、元気消失、食欲減退や死亡等の臨床症状を示す豚等から行い、そのような豚等が必要頭数認められない場合は、健康な豚等から採材する。また、検査の実施に当たっては、別紙１「アフリカ豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

【留意事項 57】発生状況確認検査の実施を省略できる場合

防疫指針第 12 の２の（１）の発生状況確認検査について、密集地域の複数の農場で短期間に発生が続発し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、小委等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略することが可能である。

３　１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

（１）農林水産省は、１の（２）又は２の検査及びこれらの検査後に行う第４の７の検査の結果について、第５の判定を行う。

（２）農林水産省は、１の調査及び２の検査並びにこれらの検査後に行う第４の７の検査の結果並びに（１）において行う第５の２の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針（第６の２の（１）により決定するものをいう。）の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

４　検査員の遵守事項

１及び２の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

（１）発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、１及び２の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日まで短縮できるものとする。

（２）車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。

（３）当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

（４）帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

（５）立ち入った農場の豚等について１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の豚等が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

５　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２）

（１）都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第１の３の（２）によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導等の結果等により、制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

（２）都道府県は、（１）の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければアフリカ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①　衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

②　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

（３）都道府県は、（２）の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

６　野生いのししの感染確認検査

都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

この場合、当該野生いのしし及び当該野生いのししの排せつ物等について、原則として、当該検査に用いる検体を採材した上で、当該検査の判定結果を待たずに、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う。

【留意事項 58】野生動物における感染確認検査等に関する事項

都道府県は、動物衛生課と協議の上、防疫指針第９の１の（３）の制限区域内において、死亡した野生いのしし及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生いのししについて、少なくとも当該制限区域が設定されている間は、原則として、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じ、動物衛生研究部門に検体を送付し、血清抗体検査を実施する。このため、都道府県の関係部局が連携し、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししが捕獲された場合には、担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、実施期間の「少なくとも当該制限区域が設定されている間」については、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、「当面継続」とする。

第13　予防的殺処分（法第17条の２）

１　予防的殺処分の実施の判断

（１）予防的殺処分は、アフリカ豚熱に感染していない健康な豚等を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合の措置として実施する。

（２）このため、農林水産省は、①又は②の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限等のまん延防止対策又は第１の５並びに第 24 の１及び２に掲げる野生いのしし対策では、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定し、原則として、発生農場又は陽性となった野生いのししが確認された地点等を中心とした半径 500m から３km以内の区域の中で、指定地域を設定する。その際、農林水産省は、当該指定地域を農林水産省ウェブサイトへの掲載により、公示する。

なお、①又は②の検討に当たっては、第12の１、２及び６並びに第24の１の調査の結果等を参考とする。

①　豚等における要素

ア　予防的殺処分以外の防疫措置の有効性

イ　感染の急速な広がり

ウ　ウイルス浸潤状況

②　野生いのししにおける要素

ア　予防的殺処分以外の防疫措置の有効性

イ　感染の急速な広がり

ウ　ウイルス浸潤状況

エ　野生いのししの状態（病変、検査結果等）

オ　環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、地理的状況等）

カ　周辺農場の飼養衛生管理の状況

２　指定地域の変更

農林水産省は、必要に応じて、１の（２）で設定した指定地域の範囲を拡大することができる。

３　指定地域の解除

農林水産省は、１の（２）で設定した指定地域内の予防的殺処分が終了した場合、又は他の対策を講じる方が効果が高いと判断される場合は、同地域の指定の全部又は一部を解除する。

４　予防的殺処分の実施手順等

（１）農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

①　実施時期

②　実施地域

③　対象家畜

④　その他必要な事項

（２）予防的殺処分は、第７の１に規定すると殺に準じて行い、原則として第７の２に規定する方法に準じて豚等の死体の処理を行う。また、第７の６に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象となる豚等の生産に要する費用その他の通常生ずべき損失の算定を行う。

　この場合、当該豚等の評価については、当該豚等を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。

第14　ワクチン

アフリカ豚熱の発症の抑制に効果的なワクチンが開発されていないことから、ワクチンは、使用しない。

第15　家畜の再導入

１　都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場及び予防的殺処分実施農場を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。

２　また、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後２週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。

３　あわせて、移動制限区域の解除後、少なくとも３か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

４　都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。また、再導入後３か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも１年間、第２－１の２の（５）に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を４半期ごとに都道府県に報告するものとする。

　当該検査で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の５に基づく指導及び助言を行う。

【留意事項59】豚等の再導入に関する事項

豚等の再導入に関する検査等については、次のとおり対応する。

１　農場が再導入を予定している場合には、家畜防疫員は次に掲げる内容について、当該農場に立ち入り、確認する。ただし、これにより難いときは、その他の都道府県職員又は都道府県が適当と認めた民間獣医師、市町村職員等も行うことができる。

（１）農場内の消毒を、と殺終了後１週間間隔で３回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。

（２）農場内の飼料、豚等の排せつ物等に含まれるアフリカ豚熱ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。

（３）飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

２　家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から１週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう、指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。

３　豚等の再導入に当たっては、

都道府県は、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

【留意事項 60】モニター豚の検査について

防疫指針第 15 の検査を以下のとおり実施する。

１　１豚舎当たり、モニター豚を原則として、少なくとも 30 頭以上配置する。この際、豚舎内で偏りがないよう、動物衛生課と協議の上、配置する。

２　都道府県は、モニター豚を導入した日から 14 日を経過した後に、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、アフリカ豚熱の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を汚染物品として処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。